

解答例 クイズ「他市の自治基本条例を読む」

A1. それぞれの条例で「市民」に含まれるのは、以下の通りです。

多摩市 第3条(2)を参照。

市内に居住する者、働く者、学ぶ者 = 自然人

市内で事業を営むもの、活動する団体 = 主に法人

大和市 第3条(1)を参照。

市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者 = 自然人

(市内で)活動するもの、事業を営むもの = 主に法人

また、「住民」は、以下の条文に出てきます。

多摩市 第29条3項で、住民投票の請求者として登場。

大和市 第3条(3)で、市の構成員として登場。「住民、市議会及び執行機関」。

つまり、「住民」は「市民」と同じものではなく、また、「住民」と「市内に居住する者」が別の表現となっていることから、「住民」は単に「在住者」ではなく、「市に住所を有する者(=住民票や外国人登録のある者)」ということになります。

A2. 多摩市と大和市の自治基本条例を構造図で見比べると、以下の違いがあります。

★総則 多摩市 「条例の位置付け」

大和市 「最高規範性」

いずれも、自治基本条例が他の条例よりも上位にある「最高規範」であることを明記した条文ですが、大和市は、具体的にこの条例をどう扱わなくてはならないかまで記述しています。

★(自治の)基本原則 多摩市 見出しが「基本原則」のみ

大和市 見出しに5つの「基本原則」を列挙

★市民 多摩市 市民の「義務」

大和市 市民の「責務」

「子ども」の条文がある

「義務」は「責務」より法的効力が強いとされるため、「責務」を使う自治体が一般的です。

子どもの政治的権利は、憲法にも地方自治法にも規定がないため、独自に自治基本条例で定められる領域です。

★コミュニティ 多摩市 単に「コミュニティ」

大和市 「地域コミュニティ」に限定

大和市が「地域コミュニティ」に限定しているのに対し、多摩市の「コミュニティ」にはNPOやサークルのような「テーマコミュニティ」も含まれているものと考えられます。

- ★市議会 多摩市 市議会の「設置」と「権限」がある
大和市 市議会の「設置」と「権限」はない
市議会の設置や権限は、憲法や地方自治法に定めがあるため、自治基本条例で規定を設ける必要はありませんが、国の法に基づくだけでなく、市民の信託によっても設置され、権限を付与されていることを宣言することもできます。
- ★市長 多摩市 市長の「設置」と「権限」がある
大和市 「市職員の責務」がある
市長の設置や権限は、憲法や地方自治法に定めがあるため、自治基本条例で規定を設ける必要はありませんが、国の法に基づくだけでなく、市民の信託によっても設置され、権限を付与されていることを宣言することもできます。
大和市のように市職員の責務で1つの条文とせず、多摩市の第16条3項のように、執行機関の組織の条文に、職員に関する項目も入れることも多いです。
- ★組織 多摩市 市議会、市長などの主体と並列の「市の執行体制」のなかで規定
大和市 「行政運営の原則」の「執行機関」のなかで規定
- ★ルール 多摩市 「情報の共有」と「参画・協働」を2本柱として規定
大和市 「行政運営の原則」として「総合計画」「執行機関」「財政」を規定
ニセコ町まちづくり基本条例以来、多摩市のように、基本原則に掲げた情報共有、参加・協働について、章ないし節を立てて、改めて規定を置くスタイルが普及しています。
大和市は、それらを章ないし節を立てて扱わず、行政運営の原則のなかで体系づけ、詳細は個別の条例に委任するスタイルをとっています。
- ★その他 多摩市 「自治推進委員会」
大和市 「厚木基地」
多摩市は、自治基本条例の推進機関として、自治推進委員会の設置を定めています。
大和市は、「厚木基地」の移転（返還）という地域性の濃い重要事案について、自治基本条例のなかでビジョンとして宣言しています。

A3. それぞれの条例が目指す「自治」を表しているのは、以下の箇所です。

多摩市 第3条(1)を参照。

私たちのまちの自治 まちづくりの主体である市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割に応じて連携し、地域社会を築いていくこと。

大和市 前文の4段落目を参照。

市民一人ひとりが個人として尊重されること及び自らの意思と責任に基づいて自己決定することを自治の基本理念とし……

A 4. 大和市が掲げる5つの自治の基本原則（第4～8条）は、次の2つに分類できます。

「住民自治」（内部的な自治）に関するもの。主語が「市民、市議会及び執行機関」。

参加及び協働の原則、情報共有の原則

「団体自治」（対外的な自治）に関するもの。主語が「市」。

法令の自主解釈、財政自治の原則、対等及び協力の原則

また、「住民自治」に関するものだけが、多摩市の基本原則と重なります。

市民、市議会及び市の執行機関の互いの情報の共有 第4条（2）

市民の参画の保障 第4条（3）

A 5. それぞれの条例が定める「市民の権利」を名付けると、以下のようになります。※がついているものが、両条例に共通する権利です。

多摩市 第5条を参照。

- 1 参画権（※）
- 2 意見表明・提案権
- 3 情報を知る権利（※）

大和市 第9条を参照。

- 1 安全安心な生活を営む権利
- 2 参加権（※）
- 3 情報を知る権利（※）
- 4 行政サービスを受ける権利

また、それぞれの条例が定める「市民の責務（義務）」を名付けると、以下のようになります。※がついているものが、両条例に共通する責務（義務）です。

多摩市 第6条を参照。

- 1 自らの言動に責任を持つ義務（※）
- 2 公共の福祉や将来に配慮する義務

大和市 第10条を参照。

- 1 自治の主体として自治を推進する責務
- 2 自らの言動に責任を持つ責務（※）
- 3 行政サービスの負担を分任する責務

「市民の権利」は、憲法や地方自治法ですでに保障されているものには触れず、（自治の）基本原則の「住民自治」に関するものを権利として挙げる自治体が多いです。

一方、「市民の責務（義務）」は、参加するにあたっての発言や行動に責任を持つことを挙げる自治体が多く、参加することそのものを責務とする（強制する）ことはしていません。その意味で、大和市が、自治の主体として自治を推進する責務を挙げている点は異色です。

A6. それぞれの条例が定める「市議会の責務」を名付けると、以下のようになります。

※がついているものが、両条例に共通する責務です。

多摩市 第10条を参照。

- 1 自治の発展と市民福祉の向上の責務（※）
- 2 情報を公開する責務（※）、開かれた議会運営を行う責務（※）

大和市 第13条を参照。

- 1 自治の基本理念にのっとり自治を推進する責務（※）
- 2 開かれた議会運営を行う責務（※）、説明・応答する責務
- 3 個人情報保護する責務、情報を公開する責務（※）

また、それぞれの条例が定める「市議会議員の責務」を名付けると、以下のようになります。両条例に共通する責務はありません。

多摩市 第11条を参照。

- 1 品位と名誉を保持する責務、市民全体の利益で行動する責務
- 2 自己研鑽する責務

大和市 第14条を参照。

- 1 誠実に職務を執行する責務

一方、それぞれの条例が定める「市長の責務」を名付けると、以下のようになります。※がついているものが、両条例に共通する責務です。

多摩市 第14条を参照。

- 1 自治の充実発展と市民福祉の向上の責務（※）
- 2 最少の経費で最良の行政サービスを提供する責務（※）

大和市 第15条を参照。

- 1 この条例を遵守して自治を推進する責務（※）
- 2 執行機関を調整する責務
- 3 効率的な行政運営を行う責務（※）
- 4 市職員の能力向上を行う責務

また、それぞれの条例が定める「市職員の責務」を名付けると、以下のようになります。※がついているものが、両条例に共通する責務です。

多摩市 第16条を参照。

- 3 この条例の趣旨に即して職務を遂行する責務（※）

大和市 第16条を参照。

- 1 この条例を遵守して誠実公正に職務を遂行する責務（※）
- 2 知識技能の向上を行う責務

A7. それぞれの条例で、他の条例に委任しているものに条例名を付けると、以下のようになります。

- 多摩市 第28条3項 ○○に関する住民投票条例
- 大和市 第18条4項 市民参加条例
- 第20条2項 行政評価条例
- 第22条2項 情報公開条例
- 第23条3項 個人情報保護条例
- 第24条2項 行政手続条例
- 第31条6項 (常設型) 住民投票条例

大和市は、行政運営の基本的な制度を自治基本条例で体系づけ、詳細は個別の条例に委任するスタイルをとっているのが特徴です。

なお、多摩市に出てくる住民投票条例は、個別の事案ごとに定めるタイプであり、大和市のような、常設された住民投票条例があることで、あらゆる事案の住民投票を実施できるタイプとは異なります。

A8. 多摩市では、参画の対象と方法は、以下のように関係づけられています。

参画の対象	参画の方法
計画策定等（基本構想、基本計画及び各施策の基本となる計画の策定等）【第24条】	(1) 審議会、懇談会等への委員 (2) 公聴会等 (3) ワークショップ等 (4) パブリックコメント等 (5) アンケート調査等 【第23条1項】
事業実施【第25条1項】 地域の課題の解決【第25条2項】	市民の参画【第24条1項】 自立的に活動する各種団体等との協働 【第24条2項】
評価（市の執行機関が行っている政策及び事業）【第26条2項】	不明

多摩市の定め方には、いくつか問題点があります（下記には規則で対応しています）。

- (1) 計画策定等についてだけ参画の方法が関係づけられており、事業実施や評価では参画の方法が明確でない（特に、評価に関しては、全く示されていない）。
- (2) 計画策定等にしても、どんな計画のときにどの方法を使うのか、最低いくつかの方法を使うのか、などが明確でなく、その点を市民参加条例に委任するならば、自治基本条例の規則で決めてしまうと執行機関の裁量の余地が広がる。
- (3) 計画策定等の範囲が、基本構想、基本計画、分野別の基本計画に限られており、条例、大規模な施設など、市民参加条例では一般的な対象が含まれていない。

A9. それぞれの条例で、住民投票の発議・請求は、以下のように定められています。

市	誰が	どのように
多摩市	市長	(個別の事案に関する)住民投票を規定した条例を市議会に提出する。【第29条1項】
	市議会議員	議員定数の12分の1以上の市議会議員の賛成を得て、(個別の事案に関する)住民投票を規定した条例を市議会に提出する。【第29条2項】…地方自治法に同じ
	住民のうち選挙権を有する者	総数の50分の1以上の者の連署をもって、(個別の事案に関する)住民投票を規定した条例の制定を市長に請求する。【第29条3項】…地方自治法に同じ
大和市	市長	自ら住民投票を発議する。【第31条3項】
	市議会	議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求する。【第31条2項】…請求すれば必ず実施される
	本市に住所を有する満16歳以上の者	総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求する。【第31条1項】…請求すれば必ず実施される

住民投票の制度化には、大きく2つのタイプがあります。

(1) 多摩市のように、個別の事案ごとに、住民投票を実施する条例を定めるタイプ。

市議会議員の12分の1以上による発議(議員提案)も、選挙権を有する者の50分の1以上による請求(直接請求)も地方自治法で保障されたものであり、自治基本条例で改めて定めなくてもできるものである。

いずれにせよ、市議会で条例が議決されないと住民投票は実施されない。

(2) 大和市のように、常設型の住民投票条例を定めることで、あらゆる事案の住民投票を実施できるタイプ。

大和市の場合、市議会議員の12分の1以上による提案を議決する点は、通常の議員提案による住民投票発議の場合と数字的には変わらないが、条例案を提出する必要がない点では要件が緩和されている。一方、住民による請求については、請求権を(投票権も)持つ者の年齢を16歳以上に広げたうえ、その総数の3分の1以上の連署をもって請求するという高いハードルを設けているが、こちらも条例案は提出する必要がない。なお、市長は、自ら必要と思えば議会の議決なしに住民投票が実施できる点で、権限が強化されている。

いずれにせよ、要件を満たして住民や議員が請求した場合、市長は必ず住民投票を実施なくてはならない。